



の力を信じている。

# 救護

# 災害救護訓練



医療チームやボランティアを対象に関係機関と連携して実践的な訓練を行い、被災地で迅速に活動できる体制を整えています。

滅災

# 救援物資



避難所や仮設住宅で生活する方たちのため  
に、布団・毛布・緊急セット(非常時に必要な  
日用品セット)などを備蓄し、速やかに配布  
ができるようにしています。

# 醫療救護活動



災害発生後、直ちに医療チームを派遣し、被災者の医療救護にあたります。また、心に傷を受けた被災者に対しては、「こころのケア」も行います。

## 講習普及



AEDの使い方や急病・けがの手当てなど、いざという時に役立つ知識と技術を普及するため、県内各地で各種講習会を開催しています。

災害発生直後から  
県内外へ医療チームを  
派遣、救援物資の  
配布などを行います。  
赤十字はいざという時に  
備えて、あなたの街で  
あなたのいのちと  
健康を守る  
活動をしています。

## ボランティア活動



赤十字活動を守るために、様々な技術を持ったボランティアを養成しています。県内各地で活動しており、災害時には、非常食炊き出しや被災者の支援を行います。



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

**日本赤十字社の活動動画が見られます！**



スマートフォンやタブレットから「COCO AR」をダウンロードして、日本赤十字のロゴマークを読み取ると、日本赤十字の活動が分かる動画が簡単に見られます。ぜひご覧ください。

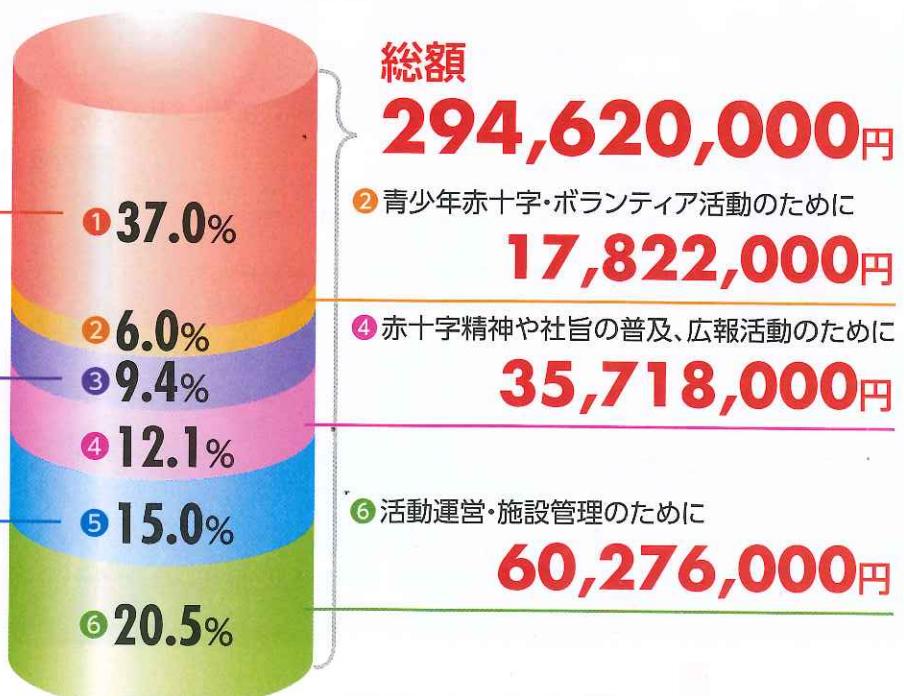




## 平成26年度 日本赤十字社栃木県支部 活動資金の使いみち

皆様からお預かりする活動資金で、次のような事業を実施します。

- ①災害救護活動体制の強化のために  
**108,909,000円**
- ③健康・安全の知識と技術普及のために  
**27,613,000円**
- ⑤市町の赤十字事業、活動のために  
**44,282,000円**



# 日本赤十字社の活動にご理解をお願いします。

日本赤十字社の活動は皆様からの善意のご協力により支えられています。

日本赤十字社の活動にご理解いただき、活動資金のご協力を待ちています。

活動資金は、個人・法人・任意団体を問わず募集しています。

**社 費**  
一定額を毎年会費として  
協力してくださる  
「赤十字社員」による活動資金

**寄付金** 社費以外の活動資金

## 赤十字社員って何?

- 赤十字事業の目的を理解して、毎年一定額(500円以上)の社費を拠出していただく方のことをいいます。
- 赤十字社員には「個人」と「法人」とがあります。

## 赤十字の活動資金とは?

- 日本赤十字社の活動資金は、国や自治体の助成等ではなく、独立した団体として、赤十字社員によって毎年一定額を拠出していただく「社費」と、その他的一般の「寄付金」の2つによって支えられています。
- 自治会の皆さんや、さまざまな団体を通じてご支援をいただいている。

## 表彰制度について

日本赤十字社への活動資金(社費・寄付金)のご協力に対し、次のとおり日本赤十字社や国の表彰制度があります。

区分	種別	基 準	
日本赤十字社 の表彰	特別社員称号	・毎年2,000円以上の社費を納められ、累計額が2万円以上に達したとき ・2万円以上の社費を一時に納められたとき	
	支部長表彰状 支部長感謝状	社費の累計額が10万円以上に達したとき 寄付金の累計額が10万円以上に達したとき	
	有功章	銀色有功章 社費・寄付金の累計額が20万円以上に達したとき	
	社長感謝状	金色有功章 社費・寄付金の累計額が50万円以上に達したとき 金色有功章を受章後、さらに50万円以上の社費または寄付金を納められたとき	
国の表彰	厚生労働大臣 感謝状	個人 100万円以上の寄付金を納められたとき 法人 300万円以上の寄付金を納められたとき	
	紺綬褒章	個人 500万円以上の寄付金を納められたとき 法人 1,000万円以上の寄付金を納められたとき	



特別社員の  
バッジ



有功章(楯式)  
※個人の銀色有功章  
法人の銀色・金色有功章



有功章(勲章式)  
※個人の金色有功章  
(男章)



※個人の金色有功章  
(女章)

## 税制上の優遇措置について

日本赤十字社への活動資金(社費・寄付金)のご協力に対し、次のとおり税制上の優遇措置が適用されます。

**個人**

### 所得税の優遇措置

寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。

### 相続税の優遇措置

相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。

**法人**

### 法人税の優遇措置

法人の通常有する寄付金損金算入限度額の倍額までの範囲内において、拠出された寄付金の全額が、法人の事業年度の所得の計算上、損金の額に算入されます。

※この他にも指定された赤十字事業への寄付金に対する法人税の優遇措置がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 生命と健康を 守る講習会

赤十字では、赤十字の基本原則である「人道」を具体的に実践するものとして、1926年(大正15年)から救急法等の講習会を、各地で実施しています。  
※開催日程や申込方法などは、ホームページをご覧いただくか、日赤県支部事務局(事業推進課028-622-4801)までお問い合わせください!



日本赤十字社 栃木県支部  
Japanese Red Cross Society

宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ  
TEL028-622-4327  
<http://www.jrc-tochigi.org/>